

申27号 「乗務員勤務制度の見直しについて」に関する説明申し入れ 第2回団体交渉 その②

第9項 全系統における育児・介護勤務の活用実態及び、現行の課題を明らかにすること。

- A(会社)**・全社で約 550 名(輸送 160、営業 250、きかく 50、施設・電気 20、検修 10、その他が医療)
・適用社員数の割合は、首都圏でも地方でも同程度。
・**近年は毎年 100 名程度増えており、今回の制度改正で対応していきたい。**
- Q(組合)**・短時間行路での対応以前に、現状でも女性設備が無いため乗務できる行路に制約がある。以前から要望しているが、設備面でのサポートが進んでいない。
- A**・認識している。計画的に改修していく。
- Q**・今回の短時間勤務による要員効果はどのくらいか。
- A**・改正総体として要員効果は見込んでいるが、実際に行路の作り込みまで行わないと分からない。また、短時間勤務のみでいくらと算出することは出来ない。

第10項 事業所内保育所の設置数及び、社員の活用状況を明らかにすること。

- A**・現在 8 箇所(JR 東京総合病院、大崎、新宿、田端、大宮、仙台、盛岡、秋田)
・開園の所定時間は概ね 7 時半から 18 時、18 時半までの保育所が多い。
・2020 年度中に全 12 支社に開設する予定。
・活用状況は、どの施設も定員名 10~15名のところ、空きはあるとしか言えない。
- Q**・**定員に満たないという課題を克服しなければ働き方を改善できないのではないか。**
- A**・泊まり勤務でも預けられるのか。
- A**・**現在活用している社員はいないが、24 時間保育も可能である。**
- Q**・**事業所内保育所以外にも、ハッピーチャイルドプロジェクトで多くの駅型保育園を運営しているが、認可保育園で社員が預けられない。預けたいという要望は多くある。**
- A**・認可だと入園可否の選考は自治体が行う。要望を聞きながら検討していく。

第11項 稠密線区・一般線区の短時間行路の作成の考えを明らかにすること。また、乗務割交番の行路と短時間の比率の考えを明らかにすること。

- A**・稠密線区・首都圏の一般線区の行路作成は、まず交番行路をつくりこみ、残ったもので短時間を作るイメージ。その他の一般線区・新幹線は一日のうち本数の繁閑が少ないため、短時間行路を意識しながら行路を作成していく。
- Q**・女性が多い区所には、短時間行路を多く設定していくのか。
- A**・女性数ではなく、育児介護 A 勤務者の数を見ながら設定していく。
・復帰前の休職中からコミュニケーションを前広にといながら把握していく。
- Q**・**短時間行路は育児介護 A 勤務者が優先して乗務する**と考えてよいか。
- A**・そうだ。
- Q**・一定数の短時間行路を各区所で設定していくのか。
- A**・**育児介護 A 勤務者に加え、短時間行路は支社社員や、指導、当務主務も乗務するので、それぞれ乗務するニーズを踏まえて各区所に短時間行路を設定していく。**
・乗務する人が居ないのに短時間行路だけが多い、逆に乗務するニーズが多いのに短時間行路が少ないというアンバランスは避けるべきだと考えている。